

令和2年7月20日

学生・教職員の皆さんへ

長岡崇徳大学
学長 森 啓

【重要】学生・教職員の県外移動及び接触に関する通知について 【第11報】

ここ数日、東京都では新型コロナウイルス陽性者が連日で200人を超え、1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）においては、感染拡大に歯止めがかからない状況です。また今後、政府による国内旅行需要喚起策（GoTo キャンペーン）や、お盆休暇等も控えていることから、あらためて通知をいたします。

学生・教職員の県外移動については、7月3日付けの注意喚起【第10報】でお知らせしているところですが、7月20日（月）以降は、当面の間、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします

1. 1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に移動する場合

原則、出発の10日前までに教務・学生課（職員は総務課）へ申請し、許可を得た上で移動してください。申請については、別添の県外移動申請書の様式を使用してください。

新潟県に戻った際は、登校・出勤を認めますが、5日間の健康観察（体温測定の実施等）を確実に行ってください。

2. 1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）以外へ移動する場合

教務・学生課（職員は総務課）へ届出をしてから移動してください。

届出については、別添の県外移動届出書の様式を使用してください。

以上

担当：長岡崇徳大学 教務・学生課
総務課